

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 市はときわ会虐待通報職員の解雇撤回・和解を事実確認せよ

質問要旨

報道によると、社会福祉法人ときわ会において、別の職員による障害者虐待の疑いを見つけ、利用者家族と市に通報した職員が懲戒解雇され、「公益通報者保護法違反の報復解雇」という主張で地位確認などを求めた訴訟について、昨年 11 月に和解が成立した。和解内容は解雇の撤回と解決金 480 万円の支払いであり、原告側は実質的に勝訴と受けとめている。市はこの裁判に関して無関係を装っているように見えるが、障害者虐待防止と公益通報者保護の観点から、所轄庁である小平市(長)としても重要な問題が含まれているため、以下質問する。

1. 報道によると、社会福祉法人ときわ会で、障害者虐待の疑いを通報した職員が懲戒解雇され、公益通報者保護法違反を主張し地位確認を求めた訴訟が、解雇の撤回と 480 万円の解決金で和解した。原告は実質的勝訴と受け止めている。通報者への不利益取扱いが争点の裁判がこのように決着したことを踏まえ、所轄庁として事実関係の確認がまず必要と考えるが見解は。
2. 所轄庁である市長が、社会福祉法人で公益通報者保護法に関わる不利益取扱いの疑いが生じた場合の対応手順を伺う。
3. 2 の対応手順は明文化されているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 8 年 2 月 10 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23